入院時の食事にかかる
1食あたりの自己負担金額

令和７年４月１日

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>自己負担金額</th><th>提示が必要な証明書等</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般の方</td><td>５１０円</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村民税非課税</td><td>９０日までの入院</td><td>２４０円</td><td rowspan="3">※1
標準負担額
減額認定書</td></tr>
<tr><td>９１日以降の入院</td><td>１９０円</td></tr>
<tr><td>７０歳以上で所得が一定以下の方等</td><td>１１０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">自費の場合（お産等）</td><td>６９０円</td><td>―</td></tr>
</table>

※１　市町村民税が非課税の世帯の方は、所得の状況により食事療養費が減額されます。
　各保険者（国民健康保険や後期高齢者の場合は各市町村）への申請により「標準負担額減額認定書」が交付されますので、お手続きの上、必ず病院へご提示ください。

※２　食事にかかる負担額は、高額療養費の対象になりません。

令和７年４月１日

入院時食事療養に係る
特別管理について

１　入院食事療法（Ｉ）の届出をしています。

２　管理栄養士によって管理された食事を
　　適時（夕食については午後６時以降）、
　　適温で提供しています。

３　食種によって、特定の日につき、選択
　　メニュー制度を実施しています。
　　なお、食事のメニューを選択することに
　　よる特別な自己負担はありません。

病　院　長